税理士みむらの

一口税務メモ

週間税務通信平成 26 年 11 月 21 日より

派遣社員に支給する記念品

所得税法上、従業員が会社から"現物給与"を支給された場合には、原則、課税されることになりますが、例外もあります。例えば、創業〇〇周年などを記念して支給される記念品は、一般的に儀礼的な要素の強いものであり、役員又は使用人に限らず、株主や取引先等の関係者にも供与されることなどを考慮し、課税上弊害のない範囲で課税されないことになっています（所基通 36-22）。

ただし、次のいずれにも該当することが要件です。

① 支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいもので、価額（処分見込価額により評価した価額）が１万円以下のものであること。

② 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね５年以上の期間）ごとに支給するものであること。

ところで、この記念品は、「元従業員」や「派遣社員」に対しても支給されることがあります。

この場合、まず、「元従業員」については、従業員と同様に取り扱うことが、国税庁の質疑応答事例（創立１００周年に当たって元従業員に支給する記念品）で明らかにされています。

①「元従業員」に対する経済的利益は、従業員に対するものと同様、同通達により課税されません。また、②会社側が支払った元従業員に支給する記念品に係る費用は、租税特別措置法関係通達 61 の４（1）-10（1）≪福利厚生費と交際費等との区分≫に掲げる費用に準じて交際費等に含まれません。

一方、「派遣社員」については、特に取扱いを明記したものはありませんが、「元従業員」と同様の考え方ができそうです。すなわち、「派遣社員」が派遣先の指揮命令を受けており、通常の従業員と同様の立場にある（同じくその会社で同様に働いている）、ということで「記念品」を支給するのであれば、個別の状況にもよりますが①所得税基本通達 36-22 により、その経済的利益は課税されず、また、②会社側が支給に要した費用は、租税特別措置法関係通達 61 の４（1）-10（1）に掲げる費用に準じて交際費等に含まれないと考えられます。

★ 創立１００周年に当たって元従業員に支給する記念品

国税庁

【照会要旨】

Ａ社では、本年１０月に創立１００周年を迎えることから、従業員、定年退職者で組織する「Ａ社〇〇会」の会員及び関連会社等取引先の社員に対して次の記念品を支給することとなりました。

（1）　従業員　（約 15,000 人）
　　シャープペンシルと携帯用計算機・・・・・・・・・・・・・・購入価額　3,000 円

（2）　元従業員（約 3,000 人）
　　掛時計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・購入価額　10,000 円

（3）　関連会社等取引先社員（25,000 人）
　　シャープペンシルと携帯用計算機（従業員と同じです）・・・・・購入価額　3,000 円

（注）記念品には、いずれも創立 100 周年のシンボルマークを入れます。

この場合、元従業員に対する経済的利益については、従業員に対するものと同様に所得税基本通達 36-22（1）（課税しない経済的利益…創業記念品等）により課税しないものとして解して差し支えありませんか。

また、元従業員に支給する記念品に係る費用は、その記念品が一律に支給されるものであり、かつ、その価額も少額ですから、租税特別措置法関係通達（法人税編）61 の４（1）-10（1）（福利厚生費と交際費等との区分）に掲げる費用に準じて交際費等に含まれないと解して差し支えありませんか。

【回答要旨】

いずれも照会意見のとおり解して差し支えありません。なお、関連会社等取引先社員に支給する記念品に係る費用は、交際費等に含まれます。

（理由）

元従業員にいわば一律に支給される創業記念品については、従業員と同様に取り扱うことが相当と考えられます。

創立記念日　人気商品ランキング

１位　電波時計　3,000 円位

２位　木製ペンケース付木製ボールペン　1,100 円位

３位　ＵＳＢメモリ　2,000 円位